

## 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワーク運用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、市立八幡浜総合病院（以下「当院」という。）が参加する市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークの安全かつ合理的な運用を図り、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることとする。

### (運用管理者)

第2条 当院に市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワーク運用管理者（以下、「運用管理者」という）を置き、院長が指名する。

### (運用管理者の職務)

第3条 運用管理者の職務は、次の各号に定めるものとする。

- 1 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークの運用について統括すること。
- 2 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークを正しく利用させるため、利用者の研修を実施すること。
- 3 患者又は利用者からの市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークに関するご意見、苦情を受け付け、的確に対応すること。
- 4 事務局の指揮、監督を行うこと。
- 5 その他運用に当って必要な事項を処理すること。

### (利用者)

第4条 利用者とはID及びパスワード等の登録を完了し、電子証明書を取得した者のことをいう。

### (利用者の手続き)

第5条 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークの利用を希望する場合は、定められた様式により院長あてに利用申請を行うものとする。

- 2 院長は、利用者として適当と認めたときは、すみやかにID及びパスワードを発行、登録するものとする。

### (利用者の責務)

第6条 利用者の責務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 利用者は、市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークを利用する際、本規程のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、良質な医療の提供、患者の満足度を達成のための利用、閲覧以外には複製・公開・提供してはならない。
- (3) 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともに、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- (4) 利用者は、市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークに接続する端末について、セキュリティを維持するためにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。
- (5) 利用者は、接続を行う端末やその接続環境に変更が生じた場合、その旨を当院事務局に届け出なければならない。

(診療情報の利用)

第7条 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークにて取り扱う診療情報は、「患者情報」「処方」「注射」「検査」「画像」とする。ただし、情報の拡大については今後検討する。

- 2 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークの主旨に同意を得た患者の診療情報は、参加同意書で指定された利用者に限り利用することができる。
- 3 前項については、患者からの取り消しがあるまでの期間有効とする。

(利用時間及び機能等の停止)

第8条 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークの利用は、365日常時可能とする。

- 2 市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークの良好な運用を維持するために必要な場合に市立八幡浜総合病院地域医療情報連携ネットワークに関する機能の停止又は変更を行う。

3 前項の規定により停止又は変更するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他院長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(通信内容の削除)

第9条 利用者が次の各号に該当する場合、院長は通信内容の削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 第6条第1号に違反したとき。

(ID番号等の取り消し)

第10条 利用者が次の各号に該当する場合、院長はID番号等を取り消すことができる。

- (1) 退会申請をおこなったとき。
- (2) 第6条第1号に違反したとき。
- (3) ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(その他必要事項)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、院長が利用者と協議の上、定めるものとする。ただし、緊急その他院長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、令和4年3月22日から施行する。